

# 岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱

(目的)

**第1条** 県は、良好な住宅の建設及び流通の促進を図ることを目的とし、自己の住宅を取得するために金融機関から必要な資金の貸付を受けた者に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 金融機関 岐阜県指定金融機関等の指定（昭和39年岐阜県告示第165号）において規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。
- 二 住宅建設等資金融資 金融機関又は知事が定める者（以下「金融機関等」という。）が、独自で行う住宅建設等のための資金の貸付（借入金額が100万円以上で、かつ返済期間が10年以上のものに限る。）をいう。
- 三 住宅建設等 自己の住宅を新築、建て替え、又は購入（中古住宅を除く。）することをいう。
- 四 中古住宅 竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことのある住宅をいう。

(利子補給対象者)

**第3条** 利子補給金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

- 一 岐阜県内で自己の居住のための住宅建設等を行うこと。
- 二 都道府県税を滞納していないこと。
- 三 岐阜県が行う住宅建設等に関する他の補助金、貸付金及び利子補給金等を受けていないこと。
- 四 住生活基本法（平成18年法律第61号）に規定する住生活基本計画（全国計画）に定める誘導居住面積水準以上の住宅建設等を行うこと。
- 五 別表第1に掲げる区分ごとに定める住宅要件を満たす住宅建設等を行うこと。
- 六 別表第2に掲げる区分ごとに定める世帯要件を満たすこと。
- 七 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条に掲げる者でないこと。

(利子補給金の交付の対象となる経費)

**第4条** 利子補給金の交付の対象となる経費は、住宅建設等資金融資（別表第3に掲げる区分ごとに定める限度額（以下「限度額」という。）を限度とし、10万円未満の端数のあるときはこれを切り捨てる。）の利子（延滞利子を除く。）をいう。

(利子補給金の額)

**第5条** 利子補給は、住宅建設等資金融資に係る第1回目の償還日から起算して5年間行うものとし、その額の算定方法は、別表第4に定めるとおりとする。

- 2 住宅建設等資金融資の償還につき、繰上償還を行った場合の利子補給金の額は、当該繰上償還により残った元金（以下「残元金」という。）が限度額以上のときは、前項により算定した額（既交付済みの利子補給金を除く。）とする。ただし、残元金が限度額未満のときは、残元金を限度額で除して得た数値に、当該繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金の額を乗じて得た額とする。

(利子補給の申込み)

**第6条** 利子補給金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式により申込書を作成し、住宅建設等資金融資を受ける金融機関等を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申込みの受付期間は、知事が別に定める。

（利子補給承認決定等）

**第7条** 知事は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を申請者及び金融機関等に通知するものとする。

（利子補給の変更申込み）

**第8条** 前条の規定により承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは別記2号様式により変更申込書を作成し、住宅建設等資金融資を受ける金融機関等を経由して、遅滞なく知事あて提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更申込書の提出があった場合に準用する。

（金融機関等への委任）

**第9条** 被承認者は、利子補給金の申込み、交付申請、実績報告、請求、受領等の規則及びこの要綱に基づく事務（以下「交付請求事務」という。）を金融機関等に委任することができる。

2 被承認者は前項の規定により交付請求事務を委任しようとするときは、委任状（別記第3号様式）を金融機関等を経由して知事に提出しなければならない。

（利子補給金の交付申請）

**第10条** 利子補給金の交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。なお、添付書類は、知事が別に定める。

2 前項の交付申請書の提出期限は、被承認者が金融機関等と4月1日から9月30日までの間に金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結したときは11月30日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に契約を締結したときは翌年の5月31日とする。

（利子補給金の変更交付申請）

**第11条** 変更交付申請書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の変更交付申請書の提出は、交付申請書の内容に変更が生じた場合速やかに行わなければならない。

（実績報告）

**第12条** 実績報告の様式は別記第6号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、被承認者が4月1日から9月30日までの間に住宅建設等資金融資に係る償還を行ったときは翌年の2月20日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に償還を行ったときは翌年の8月20日とする。

（利子補給金交付請求書）

**第13条** 請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

（利子補給金交付の打ち切り）

**第14条** 知事は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- 一 第5条第2項に規定する残元金が、全額返済されたとき。
- 二 被承認者が死亡したとき。

(暴力団の排除)

- 第15条** 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条第6号の規定に該当しないときは、知事は、その者に対して、利子補給金の交付をしないものとする。
- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第3条第6号の規定に該当しないことが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、利子補給金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に利子補給金が交付されているときは、規則第18条の規定により利子補給金の返還を命ずるものとする。

(雑 則)

- 第16条** この要綱に定めるもののほか、利子補給金に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和61年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、昭和62年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、昭和61年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月20日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、昭和63年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、昭和62年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成元年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、昭和63年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成4年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成3年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年5月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成6年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成5年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成7年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成6年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、平成8年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成7年度より前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月12日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県福祉対応型住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、平成26年9月30日までの申し込みに係る利子補給金については、従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、住宅要件において、省エネルギー対策等級2以上の建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅に係る利子補給金については、なお従前の例によることができる。

別表第1（第3条関係）

区 分	住 宅 要 件
こそだてゆうゆう住宅	<p>次のいずれかに該当する住宅であること。（ただし、知事の定める者において金銭消費貸借契約を締結して取得した住宅にあつては(3)に限る。）</p> <p>(1) 性能評価住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅（ただし、劣化対策等級2以上及び断熱等性能等級2以上（又は一次エネルギー消費量等級4以上）であること。））であること。</p> <p>(2) フラット35適合証明書の交付を受けた住宅であること。</p> <p>(3) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業による住宅ローン（フラット35）を利用して取得される住宅であること。</p>
高齢者同居等住宅	<p>次のいずれかに該当する住宅であること。（ただし、知事の定める者において金銭消費貸借契約を締結して取得した住宅にあつては(3)に限る。）</p> <p>(1) 性能評価住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅（ただし、劣化対策等級2以上、断熱等性能等級2以上（又は一次エネルギー消費量等級4以上）及び高齢者等配慮対策等級3以上であること。））であること。</p> <p>(2) フラット35適合証明書の交付を受けた住宅であること（優良住宅取得支援制度（フラット35S）バリアフリータイプの基準に適合すること。）。</p> <p>(3) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業による住宅ローン（フラット35又はフラット50）を利用して取得される住宅であること（優良住宅取得支援制度（フラット35S）バリアフリータイプの基準に適合すること。）。</p>

別表第2（第3条関係）

区 分	世 帯 要 件
こそだてゆうゆう住宅	18歳未満（ただし、満18歳になって最初に迎える3月31日までは対象）の子が2人以上いる世帯が同居すること。
高 齢 者 同 居 等 住 宅	<p>高 齢 者 同 居 住 宅</p> <p>満60歳以上の者と、その親族が同居すること。</p>
	<p>障 がい 者 同 居 住 宅</p> <p>次のいずれかに該当する障がい者と、その親族が同居すること。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 岐阜県療育手帳に関する規則（平成12年3月24日規則第72号）に基づく最重度、重度、中度の療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 恩給法（大正12年法律第48号）別表第1表ノ3に定める第1款症以上の障害があり、かつ戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳を交付された者</p>

別表第3 (第4条関係)

区 分	限 度 額
こそだてゆうゆう住宅	500 万円
高齢者同居等住宅	

別表第4 (第5条関係)

<利子補給額の算定>	$\text{利子補給額 (円)} = \text{A} \times \frac{\text{B}}{10} \times \text{C}$
<p>A : 下記利子補給金早見表による1ヶ月の標準利子補給額 (円)</p> <p>B : 利子補給対象額 (万円)</p> <p>C : 住宅建設等融資の償還期限が到来したもので償還済みのものの属する月数</p>	

利子補給金早見表 (10万円当たり)

償 還 期 間 \ 金 額	利 子 補 給 金			
	1 月分(円)	6 ヶ月分(円)	1 年分(円)	総額(円)
10年以上15年未満	64	384	768	3,840
15年以上20年未満	71	426	852	4,260
20年以上25年未満	75	450	900	4,500
25年以上	77	462	924	4,620

第1号様式（第6条関係）

金融機関記入欄	
受付年月日	
整理番号	
確認印	

岐阜県記入欄			
受付年月日			
受付番号			
承認番号	利子補給対象融資額	円	

## 岐阜県個人住宅建設等資金利子補給申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 T E L \_\_\_\_\_

岐阜県個人住宅建設等資金利子補給金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

適用基準 (いずれかに○)	適用基準証明日	年 月 日
	(フラット35・フラット50適合証明日又は性能評価書の交付年月日をご記入ください)	
	1 フラット35・フラット50 (高齢者同居等住宅の場合は フラット35S パリアフリー性 適合)	2 性能評価住宅※ a 劣化対策等級 級 b 断熱等性能等級 (又は一次エネルギー消費量等級) 級 c 高齢者等配慮対策等級 級
※ 性能評価住宅の場合は番号に○を付けたうえ、該当する等級を記入して下さい。		

資金計画	総工事費	金融機関からの借入額	自己資金	その他借入額
	円	円	円	円

金融機関からの借入条件	返済期間	借入年利率	第1回償還(予定)年月日	借入年月日
	年	%	年 月 日	年 月 日

申し込む利子補給の種類 (いずれかに○)	1 こそだてゆうゆう住宅		2 高齢者同居等住宅	
	同居する世帯人数 (本人含む) (ローン契約 日を基準にご 記入下さい)	人	3歳未満の者の人数	人
3歳以上6歳未満の者の人数			人	
6歳以上10歳未満の者の人数			人	
10歳以上18歳未満の者の人数			人	
高齢者同居等住宅申込者記入欄 (該当するものに○)	該当する世帯要件	1 高齢者同居世帯	2 障がい者同居世帯	

住宅の概要	工事等種別 (いずれかに○)	1 新築一戸建て住宅	2 新築共同建て住宅
	住宅の延べ面積	m <sup>2</sup>	

住宅建設地	岐阜県
-------	-----

取扱金融機関名・店舗名 (漢字)			
利子補給金振込口座	口座種別	1 普通	2 当座
	口座番号		



第2号様式（第8条関係）

{ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
TEL ( ) -

さきに、承認を受けました申込書の内容について、下記のとおり変更を生じたので、

{ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金交付要綱第8条の規定に基づき変更承認の

申込みをします。

記

整理番号		氏 名	
承認番号		承認番号	
変更事項			
変更前			
変更後			
理 由			
変更年月日			

取扱金融機関証明欄

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

取扱金融機関・店舗名

印

# 委任状

私は、  
 { 岐阜県個人住宅建設等資金  
 岐阜県産木造住宅建設資金  
 岐阜県省エネ住宅建設資金  
 岐阜県中古住宅流通  
 岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金を受けたいので、

を代理人と定め、利子補給金の申込み、  
 交付申請、実績報告、請求、受領等に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

承認番号



(受任者)

所在地

氏 名



岐阜県知事 様

利子補給金 振込口座	金融機関名	店 舗 名	口座 種別	口 座 番 号
			普通 当座	

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

平成 年度

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金のおおりに交付され

たく岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請計算書・・・・・・別紙のおおりに
- 3 金銭消費貸借契約書の写し







第6号様式（第12条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

年 月から 年 月までの岐阜県

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金

について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

# 償 還 状 況 調 査 表

金融機関名 \_\_\_\_\_

整理番号	承認番号	利子補給対象者氏名	交付請求額	支店名	口座種別	口座番号	備 考
合 計							

(償 還 状 況)

上記の者は、 4 年 9 月 10 日 から 9 年 3 月 10 日 までの間、所定の金額を償還したことを証明する。

年 月 日

金融機関名

印



{ 岐阜県個人住宅建設等資金 岐阜県産木造住宅建設資金 岐阜県省エネ住宅建設資金 岐阜県中古住宅流通 岐阜県住宅リフォームローン                 }	利子補給金請求書
---	----------

年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
氏名

印

{ 岐阜県個人住宅建設等資金 岐阜県産木造住宅建設資金 岐阜県省エネ住宅建設資金 岐阜県中古住宅流通 岐阜県住宅リフォームローン                 }	利子補給金を下記のとおり請求します。
---	--------------------

記

交付請求額	金	円
-------	---	---

金融機関名	預金種別	口座番号										
	普通	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td></tr> </table>										
	当座											
別段												

県記入欄

額の確定年月日	年 月 日	
番号		

額の確定額	金	円
-------	---	---

# 岐阜県産木造住宅建設資金利子補給金交付要綱

(目的)

**第1条** 県は、地域特性を踏まえた高い耐久性と良好な居住性を有する木造住宅の建設促進を図ることを目的とし、自己の住宅の建設を行うために金融機関から必要な資金の貸付を受けた者に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 金融機関 岐阜県指定金融機関等の指定（昭和39年岐阜県告示第165号）において規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。
- 二 住宅建設等資金融資 金融機関又は知事が定める者（以下「金融機関等」という。）が、独自で行う住宅建設等のための資金の貸付（借入金額が100万円以上で、かつ返済期間が10年以上のものに限る。）をいう。
- 三 住宅建設等 自己の住宅を新築し、建て替え、又は住宅を購入（中古住宅を除く。）することをいう。
- 四 中古住宅 竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことのある住宅をいう。

(利子補給対象者)

**第3条** 利子補給金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

- 一 岐阜県内で自己の居住のための住宅建設等を行うこと。
- 二 都道府県税を滞納していないこと。
- 三 岐阜県が行う住宅建設等に関する補助金、貸付金及び利子補給金等を受けていないこと。
- 四 住生活基本法（平成18年法律第61号）に規定する住生活基本計画（全国計画）に定める誘導居住面積水準以上の住宅建設等を行うこと。
- 五 別表第1に掲げる要件を満たす住宅建設等を行うこと。
- 六 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条に掲げる者でないこと。

(利子補給金の交付の対象となる経費)

**第4条** 利子補給金の交付の対象となる経費は、住宅建設等資金融資（対象融資限度額を500万円とし、10万円未満の端数のあるときはこれを切り捨てる。）の利子（延滞利子を除く。）とする。

(利子補給金の額)

**第5条** 利子補給は、住宅建設等資金融資に係る第1回目の償還日から起算して5年間行うものとし、その額の算定方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 住宅建設等資金融資の償還につき、繰上償還を行った場合の利子補給金の額は、当該繰上償還により残った元金（以下「残元金」という。）が限度額以上のときは、前項により算定した額（既交付済みの利子補給金を除く。）とする。ただし、残元金が限度額未満のときは、残元金を限度額で除して得た数値に、当該繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金の額を乗じて得た額とする。

(利子補給の申込み)

**第6条** 利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式により申込書を作成し、住宅建設等資金融資を受ける金融機関等を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申込みの受付期間は、知事が別に定める。

(利子補給承認決定等)

**第7条** 知事は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を申請者及び金融機関等に通知するものとする。

(利子補給の変更申込み)

**第8条** 前条の規定により承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは別記2号様式により変更申込書を作成し、住宅建設等資金融資を受ける金融機関等を経由して、遅滞なく知事あて提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更申込書の提出があった場合に準用する。

(金融機関等への委任)

**第9条** 被承認者は、利子補給金の申込み、交付申請、実績報告、請求、受領等の規則及びこの要綱に基づく事務（以下「交付請求事務」という。）を金融機関等に委任することができる。

2 被承認者は前項の規定により交付請求事務を委任しようとするときは、委任状（別記第3号様式）を金融機関等を経由して知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付申請)

**第10条** 利子補給金の交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。なお、添付書類は、知事が別に定める。

2 前項の交付申請書の提出期限は、被承認者が金融機関等と4月1日から9月30日までの間に金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結したときは11月30日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に契約を締結したときは翌年の5月31日とする。

(利子補給金の変更交付申請)

**第11条** 変更交付申請書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の変更交付申請書の提出は、交付申請書の内容に変更が生じた場合速やかに行わなければならない。

(実績報告)

**第12条** 実績報告の様式は別記第6号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、被承認者が4月1日から9月30日までの間に住宅建設等資金融資に係る償還を行ったときは翌年の2月20日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に償還を行ったときは翌年の8月20日とする。

(利子補給金交付請求書)

**第13条** 請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(利子補給金交付の打切り)

**第14条** 知事は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- 一 第5条第2項に規定する残元金が、全額返済されたとき。
- 二 被承認者が死亡したとき。

(暴力団の排除)

**第15条** 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条第6号の規定に該当しないときは、知事は、その者に対して、利子補給金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第3条第6号の規定に該当しないことが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、利子補給金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に利子補給金が交付されているときは、規則第18条の規定により利子補給金の返還を命ずるものとする。

(雑 則)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、利子補給金に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和63年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県地域優良木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、平成4年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成3年度以前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年5月9日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県地域優良木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、平成6

年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成5年度以前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県地域優良木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、平成7年度以降の交付申請に係る利子補給金について適用し、平成6年度以前の交付申請に係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月12日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県地域木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。
- 3 平成10年度第1回及び第2回住宅金融公庫期間における「地域木造住宅特別加算」の申し込みに係る利子補給金については、この要綱による改正後の岐阜県地域木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県地域木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県地域木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県地域木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、

なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県産木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県産木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県産木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県産木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。
  - 2 この要綱による改正後の岐阜県産木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の岐阜県産木造住宅建設資金利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、別表第1に掲げる要件において、省エネルギー対策等級2以上の建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅に係る利子補給金については、なお従前の例によることができる。



別表第1（第3条関係）

要	件
<p>・次のいずれかに該当する住宅であること。（ただし、知事の定める者において金銭消費貸借契約を締結して建設等した住宅にあつては(3)に限る。）</p> <p>(1) 性能評価住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅（ただし劣化対策等級2以上及び断熱等性能等級2以上（又は一次エネルギー消費量等級4以上）であること。））であること。</p> <p>(2) フラット35適合証明書の交付を受けた住宅であること。</p> <p>(3) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業活用型住宅ローン（フラット35又はフラット50）を利用して取得される住宅であること</p> <p>・県内の森林から生産された木材を一定量（床面積1㎡あたり0.08m<sup>3</sup>以上とする。ただし、最低使用量を10m<sup>3</sup>とする。）以上使用して建設すること。</p>	

別表第2（第5条関係）

<利子補給金額の算定>	$\text{利子補給額（円）} = \text{A} \times \frac{\text{B}}{10} \times \text{C}$
A：下記利子補給金早見表による1ヶ月の標準利子補給額（円） B：利子補給対象額（万円） C：住宅建設等融資の償還期限が到来したもので償還済みのものの属する月数	

利子補給金早見表（10万円当たり）

償還期間 \ 金額	利 子 補 給 金			
	1月分(円)	6ヶ月分(円)	1年分(円)	総額(円)
10年以上15年未満	64	384	768	3,840
15年以上20年未満	71	426	852	4,260
20年以上25年未満	75	450	900	4,500
25年以上	77	462	924	4,620



第2号様式（第8条関係）

{ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
TEL ( ) -

さきに、承認を受けました申込書の内容について、下記のとおり変更を生じたので、

{ 岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金交付要綱第8条の規定に基づき変更承認の

申込みをします。

記

整理番号		氏 名	
承認番号		承認番号	
変更事項			
変更前			
変更後			
理 由			
変更年月日			

取扱金融機関証明欄

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

取扱金融機関・店舗名

印

# 委任状

私は、  
 { 岐阜県個人住宅建設等資金  
 岐阜県産木造住宅建設資金  
 岐阜県省エネ住宅建設資金  
 岐阜県中古住宅流通  
 岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金を受けたいので、

を代理人と定め、利子補給金の申込み、  
 交付申請、実績報告、請求、受領等に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

承認番号

印

(受任者)

所在地

氏 名

印

岐阜県知事 様

利子補給金 振込口座	金融機関名	店 舗 名	口座 種別	口 座 番 号
			普通 当座	

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

平成 年度

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金のおおりに交付され

たく岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請計算書・・・・・・別紙のおおりに
- 3 金銭消費貸借契約書の写し









第6号様式（第12条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

年 月から 年 月までの岐阜県

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金

について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

## 償 還 状 況 調 査 表

金融機関名 \_\_\_\_\_

整理番号	承認番号	利子補給対象者氏名	交付請求額	支店名	口座種別	口座番号	備 考
合 計							

(償 還 状 況)

上記の者は、 4 年 ・ 月から 9 年 ・ 月までの間、所定の金額を償還したことを証明する。  
10 3

年 月 日

金融機関名

印

第7号様式（第13条関係）

{ 岐阜県個人住宅建設等資金  
 岐阜県産木造住宅建設資金  
 岐阜県省エネ住宅建設資金  
 岐阜県中古住宅流通  
 岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金請求書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名



{ 岐阜県個人住宅建設等資金  
 岐阜県産木造住宅建設資金  
 岐阜県省エネ住宅建設資金  
 岐阜県中古住宅流通  
 岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金を下記のとおり請求します。

記

交付請求額	金	円
-------	---	---

金融機関名	預金種別	口座番号
	普通	
	当座	
	別段	

県記入欄

額の確定年月日	年 月 日	
番号		

額の確定額	金	円
-------	---	---

# 岐阜県省エネ住宅建設資金利子補給金交付要綱

(目的)

**第1条** 県は、省エネ性能の高い住宅の建設促進を図ることを目的とし、自己の住宅の建設を行うために金融機関から必要な資金の貸付を受けた者に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 金融機関 岐阜県指定金融機関等の指定（昭和39年岐阜県告示第165号）において規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。
- 二 住宅建設等資金融資 金融機関又は知事が定める者（以下「金融機関等」という。）が、独自で行う住宅建設等のための資金の貸付（借入金額が100万円以上で、かつ返済期間が10年以上のものに限る。）をいう。
- 三 住宅建設等 自己の住宅を新築し、建て替え、又は住宅を購入（中古住宅を除く。）することをいう。
- 四 木造住宅 確認済証、建築工事届等において、「主たる建築物の構造」が「木造」と記載されている住宅をいう。
- 五 中古住宅 竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことのある住宅をいう。

(利子補給対象者)

**第3条** 利子補給金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

- 一 岐阜県内で自己の居住のための住宅建設等を行うこと。
- 二 都道府県税を滞納していないこと。
- 三 岐阜県が行う住宅建設等に関する補助金、貸付金及び利子補給金等を受けていないこと。
- 四 住生活基本法（平成18年法律第61号）に規定する住生活基本計画（全国計画）に定める誘導居住面積水準以上の住宅建設等を行うこと。
- 五 別表第1に掲げる要件を満たす住宅建設等を行うこと。
- 六 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条に掲げる者でないこと。

(利子補給金の交付の対象となる経費)

**第4条** 利子補給金の交付の対象となる経費は、住宅建設等資金融資（対象融資限度額を500万円とし、10万円未満の端数のあるときはこれを切り捨てる。）の利子（延滞利子を除く。）とする。

(利子補給金の額)

**第5条** 利子補給は、住宅建設等資金融資に係る第1回目の償還日から起算して5年間行うものとし、その額の算定方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 住宅建設等資金融資の償還につき、繰上償還を行った場合の利子補給金の額は、当該繰上償還により残った元金（以下「残元金」という。）が限度額以上のときは、前項により算定した額（既交付済みの利子補給金を除く。）とする。ただし、残元金が限度額未満のときは、残元金を限度額で除して得た数値に、当該繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金の額を乗じて得た額とする。

(利子補給の申込み)

**第6条** 利子補給金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式により申込書を作成し、住宅建設等資金融資を受ける金融機関等を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申込みの受付期間は、知事が別に定める。

(利子補給承認決定等)

**第7条** 知事は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を申請者及び金融機関等に通知するものとする。

(利子補給の変更申込み)

**第8条** 前条の規定により承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは別記2号様式により変更申込書を作成し、住宅建設等資金融資を受ける金融機関等を経由して、遅滞なく知事あて提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更申込書の提出があった場合に準用する。

(金融機関等への委任)

**第9条** 被承認者は、利子補給金の申込み、交付申請、実績報告、請求、受領等の規則及びこの要綱に基づく事務（以下「交付請求事務」という。）を金融機関等に委任することができる。

2 被承認者は前項の規定により交付請求事務を委任しようとするときは、委任状（別記第3号様式）を金融機関等を経由して知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付申請)

**第10条** 利子補給金の交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。なお、添付書類は、知事が別に定める。

2 前項の交付申請書の提出期限は、被承認者が金融機関等と4月1日から9月30日までの間に金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結したときは11月30日とし、10月1日から翌年の

3月31日までの間に契約を締結したときは翌年の5月31日とする。

(利子補給金の変更交付申請)

**第11条** 変更交付申請書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の変更交付申請書の提出は、交付申請書の内容に変更が生じた場合速やかに行わなければならない。

(実績報告)

**第12条** 実績報告の様式は別記第6号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、被承認者が4月1日から9月30日までの間に住宅建設等資金融資に係る償還を行ったときは翌年の2月20日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に償還を行ったときは翌年の8月20日とする。

(利子補給金交付請求書)

**第13条** 請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(利子補給金交付の打ち切り)

**第14条** 知事は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- 一 第5条第2項に規定する残元金が、全額返済されたとき。
- 二 被承認者が死亡したとき。

(暴力団の排除)

**第15条** 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条第6号の規定に該当しないときは、知事は、その者に対して、利子補給金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第3条第6号の規定に該当しないことが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、利子補給金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に利子補給金が交付されているときは、規則第18条の規定により利子補給金の返還を命ずるものとする。

(雑 則)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、利子補給金に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の岐阜県省エネ住宅利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

2 この要綱による改正後の岐阜県省エネ住宅利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の岐阜県省エネ住宅利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。

3 前項の規定に関わらず、木造住宅において、旧評価方法基準第5の5の5-1(3)等級4の基準を満たす場合にあっては、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の岐阜県省エネ住宅利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。

3 前項の規定に関わらず、木造住宅において、旧評価方法基準第5の5の5-1(3)等級4の基準を満たす場合にあっては、なお従前の例によることができる。



別表第1（第3条関係）

要 件
<p>・次のいずれかに該当する住宅であること。（ただし、知事の定める者において金銭消費貸借契約を締結して建設等した住宅にあつては(3)に限る。）</p> <p>(1) 性能評価住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅（ただし劣化対策等級2以上））であること。</p> <p>(2) フラット35適合証明書の交付を受けた住宅であること。</p> <p>(3) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業活用型住宅ローン（フラット35又はフラット50）を利用して取得される住宅であること</p> <p>・特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）又は評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-2（3）等級5の基準のいずれかを満たすこと。（ただし、木造住宅において、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1又は5-2（3）等級4の基準を満たす場合にあつては、この限りではない。）</p>

別表第2（第5条関係）

＜利子補給金額の算定＞	$\text{利子補給額 (円)} = \text{A} \times \frac{\text{B}}{10} \times \text{C}$
<p>A：下記利子補給金早見表による1ヶ月の標準利子補給額（円）</p> <p>B：利子補給対象額（万円）</p> <p>C：住宅建設等融資の償還期限が到来したもので償還済みのものの属する月数</p>	

利子補給金早見表（10万円当たり）

償 還 期 間	金 額			
	1月分(円)	6ヶ月分(円)	1年分(円)	総額(円)
10年以上15年未満	64	384	768	3,840
15年以上20年未満	71	426	852	4,260
20年以上25年未満	75	450	900	4,500
25年以上	77	462	924	4,620



第2号様式（第8条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
TEL ( ) -

さきに、承認を受けました申込書の内容について、下記のとおり変更を生じましたので、

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金交付要綱第8条の規定に基づき変更承認の

申込みをします。

記

整理番号		氏 名	
承認番号		承認番号	
変更事項			
変更前			
変更後			
理 由			
変更年月日			

取扱金融機関証明欄

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

取扱金融機関・店舗名

印

# 委任状

私は、  
 { 岐阜県個人住宅建設等資金  
 岐阜県産木造住宅建設資金  
 岐阜県省エネ住宅建設資金  
 岐阜県中古住宅流通  
 岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金を受けたいので、

を代理人と定め、利子補給金の申込み、  
 交付申請、実績報告、請求、受領等に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

承認番号

印

(受任者)

所在地

氏 名

印

岐阜県知事 様

利子補給金 振込口座	金融機関名	店 舗 名	口座 種別	口 座 番 号
			普通 当座	

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

平成 年度

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金のおおりに交付され

たく岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請計算書・・・・・・別紙のおおりに
- 3 金銭消費貸借契約書の写し









第6号様式（第12条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

年 月から 年 月までの岐阜県

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金

について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

# 償 還 状 況 調 査 表

金融機関名 \_\_\_\_\_

整理番号	承認番号	利子補給対象者氏名	交付請求額	支店名	口座種別	口座番号	備 考
合 計							

(償 還 状 況)

上記の者は、 4 年 ・ 月から 9 年 ・ 月までの間、所定の金額を償還したことを証明する。  
10 3

年 月 日

金融機関名

印

岐阜県個人住宅建設等資金 岐阜県産木造住宅建設資金 岐阜県省エネ住宅建設資金 岐阜県中古住宅流通 岐阜県住宅リフォームローン	}	利子補給金請求書
--	---	----------

年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
氏名



岐阜県個人住宅建設等資金 岐阜県産木造住宅建設資金 岐阜県省エネ住宅建設資金 岐阜県中古住宅流通 岐阜県住宅リフォームローン	}	利子補給金を下記のとおり請求します。
--	---	--------------------

記

交付請求額	金	円
-------	---	---

金融機関名	預金種別	口座番号
	普通	
	当座	
	別段	

県記入欄

額の確定年月日	年 月 日	
番 号		

額の確定額	金	円
-------	---	---

# 岐阜県中古住宅流通利子補給金交付要綱

(目的)

**第1条** 県は、良好な中古住宅の流通の促進を図ることを目的とし、自己の住宅を取得するために金融機関から必要な資金の貸付を受けた者に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 金融機関 岐阜県指定金融機関等の指定（昭和39年岐阜県告示第165号）において規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。
- 二 住宅取得等資金融資 金融機関又は知事が定める者（以下「金融機関等」という。）が、独自で行う住宅取得等のための資金の貸付（借入金額が100万円以上で、かつ返済期間が10年以上のものに限る。）をいう。
- 三 住宅取得等 自己の中古住宅を購入（中古住宅購入に付随して実施する改修を含む。）することをいう。
- 四 中古住宅 竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことのある住宅をいう。

(利子補給対象者)

**第3条** 利子補給金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

- 一 岐阜県内で自己の居住のための住宅取得等を行うこと。
- 二 都道府県税を滞納していないこと。
- 三 岐阜県が行う住宅取得等に関する他の補助金、貸付金及び利子補給金等を受けていないこと。
- 四 住生活基本法（平成18年法律第61号）に規定する住生活基本計画（全国計画）に定める誘導居住面積水準以上の住宅建設等を行うこと。
- 五 別表第1に掲げる要件を満たす住宅取得等を行うこと。
- 六 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条に掲げる者でないこと。

(利子補給金の交付の対象となる経費)

**第4条** 利子補給金の交付の対象となる経費は、住宅取得等資金融資（対象融資限度額を500万円とし、10万円未満の端数のあるときはこれを切り捨てる。）の利子（延滞利子を除く。）とする。

(利子補給金の額)

**第5条** 利子補給は、住宅取得等資金融資に係る第1回目の償還日から起算して5年間行うものとし、その額の算定方法は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 住宅取得等資金融資の償還につき、繰上償還を行った場合の利子補給金の額は、当該繰上償還により残った元金（以下「残元金」という。）が限度額以上のときは、前項により算定した額（既交付済みの利子補給金を除く。）とする。ただし、残元金が限度額未満のときは、残元金を限度額で除して得た数値に、当該繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金の額を乗じて得た額とする。

(利子補給の申込み)

**第6条** 利子補給金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式により申込書を作成し、住宅取得等資金融資を受ける金融機関等を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申込みの受付期間は、知事が別に定める。

(利子補給承認決定等)

**第7条** 知事は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を申請者及び金融機関等に通知するものとする。

(利子補給の変更申込み)

**第8条** 前条の規定により承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは別記2号様式により変更申込書を作成し、住宅取得等資金融資を受ける金融機関等を経由して、遅滞なく知事あて提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更申込書の提出があった場合に準用する。

(金融機関等への委任)

**第9条** 被承認者は、利子補給金の申込み、交付申請、実績報告、請求、受領等の規則及びこの要綱に基づく事務（以下「交付請求事務」という。）を金融機関等に委任することができる。

2 被承認者は前項の規定により交付請求事務を委任しようとするときは、委任状（別記第3号様式）を金融機関等を経由して知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付申請)

**第10条** 利子補給金の交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。なお、添付書類は、知事が別に定める。

2 前項の交付申請書の提出期限は、被承認者が金融機関等と4月1日から9月30日までの間に金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結したときは11月30日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に契約を締結したときは翌年の5月31日とする。

(利子補給金の変更交付申請)

**第11条** 変更交付申請書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 前項の変更交付申請書の提出は、交付申請書の内容に変更が生じた場合速やかに行わなければならない。

(実績報告)

**第12条** 実績報告の様式は別記第6号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、被承認者が4月1日から9月30日までの間に住宅取得等資金融資に係る償還を行ったときは翌年の2月20日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に償還を行ったときは翌年の8月20日とする。

(利子補給金交付請求書)

**第13条** 請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(利子補給金交付の打ち切り)

**第14条** 知事は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- 一 第5条第2項に規定する残元金が、全額返済されたとき。
- 二 被承認者が死亡したとき。

(暴力団の排除)

**第15条** 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条第6号の規定に該当しないときは、知事は、その者に対して、利子補給金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第3条第6号の規定に該当しないことが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、利子補給金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に利子補給金が交付されているときは、規則第18条の規定により利子補給金の返還を命ずるものとする。

(雑 則)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、利子補給金に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

要 件
<p>次のいずれかに該当する住宅であること。（ただし、知事の定める者において金銭消費貸借契約を締結して取得した住宅にあつては(2)に限る。）</p> <p>(1) 次の a、b を満たす住宅であること。（ただし、フラット 3 5 適合証明書の交付を受けた住宅にあつてはこれに代えることができる。）</p> <p>a. 原則として平成 2 6 年度国補正予算長期優良住宅化リフォーム推進事業におけるインスペクター講習団体に登録されたインスペクターが、県が指定するチェックシートによりインスペクションを実施した結果、「劣化事象なし」と判断した住宅であること。（ただし、性能評価住宅（現況検査により認められる劣化等の状況がすべて a 判定であること。）にあつてはこれに代えることができる。）</p> <p>b. 耐震性を有するものとして次のいずれかに該当する住宅であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新耐震基準による住宅</li> <li>・耐震診断により耐震性が確認された住宅（<math>I_s \geq 0.6</math> かつ <math>q \geq 1.0</math>、木造の場合は <math>I_w \geq 1.0</math>）</li> <li>・性能評価住宅（耐震等級（構造躯体の損傷防止）が 1 以上であること。）</li> </ul> <p>(2) 独立行政法人住宅金融支援機構証券化支援事業による住宅ローン（フラット 3 5 又はフラット 5 0）を利用して取得される住宅であること。</p>

別表第2（第5条関係）

< 利子補給額の算定 >	$\text{利子補給額 (円)} = A \times \frac{B}{10} \times C$
<p>A : 下記利子補給金早見表による 1 ヶ月の標準利子補給額 (円)</p> <p>B : 利子補給対象額 (万円)</p> <p>C : 住宅取得等融資の償還期限が到来したもので償還済みのものの属する月数</p>	

利子補給金早見表（10万円当たり）

償 還 期 間	金 額			
	1 月分 (円)	6 ヶ月分 (円)	1 年分 (円)	総額 (円)
1 0 年以上 1 5 年未満	64	384	768	3, 840
1 5 年以上 2 0 年未満	71	426	852	4, 260
2 0 年以上 2 5 年未満	75	450	900	4, 500
2 5 年以上	77	462	924	4, 620

第1号様式（第6条関係）

金融機関記入欄	
受付年月日	
整理番号	
確認印	

岐阜県記入欄		
受付年月日		
受付番号		
承認番号	利子補給対象融資額	万円

## 岐阜県中古住宅流通利子補給申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_

岐阜県中古住宅流通利子補給金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

### 記

適用基準 (各項目ごとにいずれかに○)	適用基準証明日	年 月 日
	(フラット35・フラット50適合証明日又は性能評価書又は現況検査日の交付年月日をご記入ください)	
	劣化状況	1 インспекション実施住宅（劣化事象なし） 2 性能評価住宅（劣化の状況がすべてa判定） 3 フラット35適合住宅
耐震性	1 新耐震基準による住宅 2 耐震診断により耐震性が確認された住宅 3 性能評価住宅（耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上） 4 フラット35適合住宅	

資金計画	総工事費	金融機関からの借入額	自己資金	その他借入額
	円	円	円	円

金融機関からの借入条件	返済期間	借入年利率	第1回償還（予定）年月日	借入年月日
	年	%	年 月 日	年 月 日

家族の構成	同居する世帯人数 (本人含む) (ローン契約日を基準にご記入下さい)	人
	3歳未満の者の人数	人
	3歳以上6歳未満の者の人数	人
	6歳以上10歳未満の者の人数	人

住宅の概要	工事等種別 (いずれかに○)	1 既存(中古)一戸建て住宅	2 既存(中古)共同建て住宅
	住宅の延べ面積	㎡	

住宅建設地	岐阜県
-------	-----

取扱金融機関名・店舗名 (漢字)			
利子補給金振込口座	口座種別	1 普通	2 当座
	口座番号		



第2号様式（第8条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
TEL ( ) -

さきに、承認を受けました申込書の内容について、下記のとおり変更を生じたので、

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金交付要綱第8条の規定に基づき変更承認の

申込みをします。

記

整理番号		氏 名	
承認番号		承認番号	
変更事項			
変 更 前			
変 更 後			
理 由			
変更年月日			

取扱金融機関証明欄

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

取扱金融機関・店舗名

印

# 委任状

私は、  
 { 岐阜県個人住宅建設等資金  
 岐阜県産木造住宅建設資金  
 岐阜県省エネ住宅建設資金  
 岐阜県中古住宅流通  
 岐阜県住宅リフォームローン } 利子補給金を受けたいので、

を代理人と定め、利子補給金の申込み、  
 交付申請、実績報告、請求、受領等に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

承認番号

印

(受任者)

所在地

氏 名

印

岐阜県知事 様

利子補給金 振込口座	金融機関名	店 舗 名	口座 種別	口 座 番 号
			普通 当座	

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

平成 年度

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金のとおり交付され

たく岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請計算書・・・別紙のとおり
- 3 金銭消費貸借契約書の写し







第6号様式（第12条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

年 月から 年 月までの岐阜県

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金

について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

# 償 還 状 況 調 査 表

金融機関名 \_\_\_\_\_

整理番号	承認番号	利子補給対象者氏名	交付請求額	支店名	口座種別	口座番号	備 考
合 計							

(償 還 状 況)

上記の者は、 4 年 ・ 月から 9 年 ・ 月までの間、所定の金額を償還したことを証明する。  
10 3

年 月 日

金融機関名

印



}	岐阜県個人住宅建設等資金	}	利子補給金請求書
	岐阜県産木造住宅建設資金		
	岐阜県省エネ住宅建設資金		
	岐阜県中古住宅流通		
	岐阜県住宅リフォームローン		

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

}	岐阜県個人住宅建設等資金	}	利子補給金を下記のとおり請求します。
	岐阜県産木造住宅建設資金		
	岐阜県省エネ住宅建設資金		
	岐阜県中古住宅流通		
	岐阜県住宅リフォームローン		

記

交 付 請 求 額	金 円
-----------	-----

金 融 機 関 名	預 金 種 別	口 座 番 号
	普 通	
	当 座	
	別 段	

県 記 入 欄

額 の 確 定 年 月 日	年 月 日	
番 号		

額 の 確 定 額	金 円
-----------	-----

# 岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱

(目的)

**第1条** 県は、高齢者、障がい者等の身体特性に対応できる住宅の普及促進並びに既存住宅の耐震性能及び省エネ性能の向上並びに空き家の利活用による移住定住の促進を図ることを目的とし、自己又は同居する親族の住宅の改良を行うために必要な資金を金融機関の住宅貸付を受けた者に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 金融機関 岐阜県指定金融機関等の指定（昭和39年岐阜県告示第165号）において規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。
- 二 住宅改良資金融資 金融機関が、独自で行う住宅改良のための資金の貸付（借入金額が100万円以上で、かつ、償還期間が10年以上のものに限る。）をいう。
- 三 住宅改良工事 自己又は同居する親族の住宅で行う改修をいう。（ただし、第八項において定める移住定住空き家改修工事については、別表第4に掲げる①移住者、②多子世帯又は③新婚世帯（①～③と売買又は賃貸借契約を締結して改修する空き家の所有者又は賃借権者を含む。）が、空き家で行う改修をいう。）
- 四 空き家 市町村の「空き家バンク」「空き家紹介制度」に登録された物件、「空き家の実態調査」等で各市町村が把握している物件をいう。
- 五 バリアフリー改修工事 高齢者等の身体特性への対応を目的として実施した住宅改良工事で、別表第1に掲げる工事をいう。
- 六 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施した住宅改良工事で、別表第2に掲げる工事をいう。
- 七 省エネ改修工事 省エネ性能の向上を目的として実施した住宅改良工事で、別表第3に掲げる工事をいう。
- 八 移住定住空き家改修工事 空き家の利活用による移住定住を目的として実施した住宅改良工事をいう。

(利子補給対象)

**第3条** 利子補給金の交付の対象は、次の各号に定める区分のいずれかとし、かつ、各区分ごとに掲げる要件のすべてを満たしているものとする。

- 一 バリアフリー改修
    - イ 岐阜県内で住宅改良工事を行うこと。
    - ロ 都道府県税を滞納していないこと。
    - ハ 岐阜県が行う住宅改良工事等に関する他の補助金、貸付金、利子補給金等を受けていないこと。
  - ニ 別表第1に掲げるバリアフリー改修工事のうち2項目以上の工事を伴う住宅改良工事を行うこと。（ただし、住宅改良工事後において別表第1中、①又は④が実施済みであること。）
  - ホ 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条に掲げる者でないこと。
- 二 耐震改修
    - イ 岐阜県内で住宅改良工事を行うこと。
    - ロ 都道府県税を滞納していないこと。
    - ハ 岐阜県が行う住宅改良工事等に関する他の補助金（木造住宅に係る耐震補強工事に対する岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金を除く。）、貸付金、利子補給金等を受けていないこと。
    - ニ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。
    - ホ 別表第2に掲げる耐震改修工事のうち、いずれかの工事を伴う住宅改良工事（工事費から耐震補強工事に対する補助金額を控除した額が100万円以上であるものに限る。）を行うこと。

へ 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条に掲げる者でないこと。

### 三 省エネ改修

イ 岐阜県内で住宅改良工事を行うこと。

ロ 都道府県税を滞納していないこと。

ハ 岐阜県が行う住宅改良工事等に関する他の補助金、貸付金、利子補給金等を受けていないこと。

ニ 別表第3に掲げる省エネ改修工事のうち、いずれかの工事を伴う住宅改良工事を行うこと。

ホ 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条に掲げる者でないこと。

### 四 移住定住空き家改修

イ 岐阜県内で住宅改良工事を行うこと。

ロ 都道府県税を滞納していないこと。

ハ 岐阜県が行う住宅改良工事等に関する他の補助金（空き家活用支援事業費補助金を除く。）、貸付金、利子補給金等を受けていないこと。（ただし、補助対象事業費から空き家活用支援事業費補助金を控除した額が100万円以上であるものに限る。）

ニ 別表第4に掲げる者又は別表第4に掲げる者と売買又は賃貸借契約を締結して改修する空き家の所有者又は賃借権者のうち、いずれかに該当すること。

ホ 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条に掲げる者でないこと。

（利子補給金の交付の対象となる経費）

**第4条** 利子補給金の交付の対象となる経費は、住宅改良資金融資（対象融資限度額を300万円とし、10万円未満の端数のあるときはこれを切り捨てる。）の利子（延滞利子を除く。）とする。

2 前項に規定する住宅改良資金融資は、住宅改良工事費から耐震補強工事に対する補助金額を控除した額（10万円未満の端数のあるときはこれを切り捨てる。）を超えることができない。

（利子補給金の額）

**第5条** 利子補給は、住宅改良資金融資に係る第1回の償還日から起算して5年間行うものとし、その額の算定方法は、別表第5に定めるとおりとする。

2 住宅改良資金融資の償還につき、繰上償還を行った場合の利子補給金の額は、当該繰上償還により残った元金（以下「残元金」という。）が限度額以上のときは、前項により算定した額（既交付済みの利子補給金を除く。）とする。ただし、残元金が限度額未満のときは、残元金を限度額で除して得た数値に、当該繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金の額を乗じて得た額とする。

（利子補給の申込み）

**第6条** 利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式により申込書を作成し、住宅改良資金融資を受ける金融機関を経由して、知事に提出しなければならない。

2 前項の申込みの受付期間は、知事が別に定める。

（利子補給承認決定等）

**第7条** 知事は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を申請者及び金融機関に通知するものとする。

（利子補給の変更申込み）

**第8条** 前条の規定により承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、申込書に記載した内容に変更が生じたときは別記2号様式により変更申込書を作成し、住宅改良資金融資を受ける金融機関を経由して、遅滞なく知事あてに提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により変更申込書の提出があった場合に準用する。

（金融機関への委任）

**第9条** 被承認者は、利子補給金の申込み、交付申請、実績報告、請求、受領等の規則及びこの要綱に基

づく事務（以下「交付請求事務」という。）を金融機関に委任することができる。

- 2 被承認者は前項の規定により交付請求事務を委任しようとするときは、委任状（別記第3号様式）を金融機関を経由して知事に提出しなければならない。

（利子補給金の交付申請）

**第10条** 利子補給金の交付申請書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。なお、添付書類は、知事が別に定める。

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、被承認者が金融機関と4月1日から9月30日までの間に金銭消費貸借契約（以下「契約」という。）を締結したときは11月30日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に契約を締結したときは翌年の5月31日とする。

（利子補給金の変更交付申請）

**第11条** 利子補給金の変更交付申請書及び添付書類の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 前項の変更交付申請書の提出は、交付申請書の内容に変更が生じた場合、速やかに行わなければならない。

（実績報告）

**第12条** 実績報告書及び添付書類の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、被承認者が4月1日から9月30日までの間に住宅改良資金融資に係る償還を行ったときは翌年の2月20日とし、10月1日から翌年の3月31日までの間に償還を行ったときは翌年の8月20日とする。

（利子補給金交付請求書）

**第13条** 利子補給金交付請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

（利子補給金交付の打切り）

**第14条** 知事は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、利子補給金の交付を打ち切るものとする。

- 一 第5条第2項に規定する残元金が全額返済されたとき。
- 二 被承認者が死亡したとき。

（暴力団の排除）

**第15条** 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条第1号ホ、第2号へ、第3号ホ及び第4号ホのいずれの規定にも該当しないときは、知事は、その者に対して、利子補給金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第3条第1号ホ、第2号へ、第3号ホ及び第4号ホのいずれの規定にも該当しないことが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、利子補給金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に利子補給金が交付されているときは、規則第18条の規定により利子補給金の返還を命ずるものとする。

（雑 則）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、利子補給金に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年6月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成9年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月12日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、

施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県加齢対応型等住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用し、施行日前の申し込みに係る利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の

申し込みに係る利子補給金について適用する。

- 3 前項の規定に関わらず、平成26年9月30日までの申し込みに係る利子補給金については、従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、省エネ改修工事のうち、窓の断熱改修に係る省エネ性能については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、省エネ改修工事のうち、窓の断熱改修に係る省エネ性能については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県住宅リフォームローン利子補給金交付要綱の規定は、施行日以降の申し込みに係る利子補給金について適用する。
- 3 前項の規定に関わらず、省エネ改修工事のうち、窓の断熱改修に係る省エネ性能については、なお従前の例によることができる。

別表第1（第2条関係）

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| (1) 段差解消                              | ・ 高齢者等の寝室のある階の全居室の床、出入口<br>・ 便所、洗面所、脱衣所、玄関ホールの床、出入口<br>・ 上記の各部分をつなぐ廊下の床   |
| (2) 通行幅の確保                            | 次の部分をつなぐ廊下の幅を78cm以上とする。<br>・ 高齢者等の寝室のある階の全居室<br>・ 便所、洗面所、脱衣所、玄関ホール<br>出入口の幅は次による。<br>・ 高齢者等の寝室のある階の居室、玄関ホール 75cm以上<br>・ 浴室 60cm以上 |
| (3) 階段の形状                             | 勾配：22/21以下  |
| (4) 手すりの設置                            | 浴室、便所及び住宅内の階段への手すりの設置   |
| (5) 浴室の広さ                             | 短辺内法長さを130cm以上、有効面積2㎡以上   |
| (6) 便所                                | 腰掛け便器設置かつ便所内法長辺130cm以上、便器の前方又は側方から壁まで50cm以上のいずれかが確保可能であること。   |
| (7) 部屋の配置                             | 高齢者等の寝室と便所の同一階への配置  |
| (8) 寝室の広さ                             | 内法面積で9㎡以上   |
| (9) ホームエレベーター設置工事、高齢者用トイレ・バスユニット等設置工事 |   |
- ※（日本住宅性能表示基準における高齢者対策等級3に準拠）

別表第2（第2条関係）

- |   |
|---|
| (1) 木造住宅に係る耐震補強工事に対する岐阜県建築物等耐震化促進事業費補助金を利用して行う耐震補強工事（補強後の上部構造評点が1.0以上となるものに限る。） |
| (2) 上記工事に類するものとして特に知事が認めるもの   |

別表第3（第2条関係）

(1) 改修後の窓が住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省第907号）に規定する断熱性能に適合するように行うガラス交換工事、内窓設置工事又は外窓交換工事（すべての居室の外気に面する窓の断熱改修を行うものに限る。）

(2) 改修後の外壁、屋根・天井又は床のいずれかの部位が、一定量（下記表の断熱材区分に応じた最低使用量）以上の断熱材（ノンフロンかつ熱抵抗値などの断熱性能が確認されたものであってJIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526、JIS A 9523、JIS A 5905、JIS A 5901若しくはJIS A 5914に適合している認証を受けている又はそれと同等の性能を有することが証明されているものに限る。）を用いる断熱改修工事

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材最低使用量（単位：m <sup>3</sup> ）		
		外壁	屋根・天井	床【基礎】
A-1	0.052～0.051	6.0	6.0	3.0【0.9】
A-2	0.050～0.046			
B	0.045～0.041			
C	0.040～0.035			
D	0.034～0.029	4.0	3.5	2.0【0.6】
E	0.028～0.023			
F	0.022以下			

別表第4（第2条関係）

- (1) 移住者 次のいずれかに掲げる者
- ① 基準日（※）までに県外から県内市町村に転入届を出す者
  - ② 基準日から遡って1年以内に県外から県内市町村に転入届を出した者
  - ③ その他知事が移住者として認めた者
- (2) 多子世帯 18歳未満の子を3人以上（第3子が0歳未満である場合を含む）養育する世帯（同居していること）
- (3) 新婚世帯 次のいずれかに掲げる者
- ① 基準日までに婚姻の届出をする世帯
  - ② 基準日から遡って2年以内に婚姻届を提出した世帯
  - ③ 住民票等で内縁関係の開始を証明する世帯

※基準日はローン契約日、工事完了日のいずれか遅い日とする。



別表第5（第5条関係）

＜利子補給金額の算定＞	$\text{利子補給額 (円)} = \text{A} \times \frac{\text{B}}{10} \times \text{C}$
<p>A：下記利子補給金早見表による1ヶ月の標準利子補給額（円）                  B：住宅改良資金融資の利子補給対象額（万円）                  C：住宅改良資金融資の償還期限が到来したもので、償還済のものに属する月数</p>	

利子補給金早見表（10万円当たり）

償 還 期 間	金 額			
	1 月 分 (円)	6 ヶ 月 分 (円)	1 年 分 (円)	総 額 (円)
10年以上15年未満	64	384	768	3,840
15年以上20年未満	71	426	852	4,260
20年以上25年未満	75	450	900	4,500
25年以上	77	462	924	4,620

第1号様式（第6条関係）

金融機関記入欄	
受付年月日	
整理番号	
確認印	

岐阜県記入欄			
受付年月日			
受付番号			
承認番号		利子補給対象融資額	万円

岐阜県住宅リフォームローン利子補給申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

申込者 〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_

岐阜県住宅リフォームローン利子補給金の交付を受けたいので、同交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

共通記入欄

工 事 日 程	工事着工日	年 月 日	工事完了日	年 月 日
資 金 計 画	総工事費	金融機関からの借入額	自己資金	その他借入額
	円	円	円	円
利子補給対象借入	対象借入額	返済期間	借入年利率	第1回償還(予定)年月日
	円	年	%	年 月 日
借入年月日	借入年月日			
借入年月日	借入年月日			
利子補給の種類 (いずれかに○)	1 バリアフリー改修    2 耐震改修    3 省エネ改修    4 移住定住空き家改修			

バリアフリー改修申込者記入欄

実 施 工 事 内 容	1 段差解消	2 通行幅の確保	3 階段の形状	4 手すりの設置
	5 浴室の広さ	6 便所	7 部屋の配置	8 寝室の広さ
	9 ホームエレベーター設置工事、高齢者用トイレ・バスユニット等設置工事			
《上記のうち新たに行う該当工事の番号に2つ以上○を付ける》				
※改修後において、「段差解消」又は「手すりの設置」が実施済みであること				

耐震改修申込者記入欄

対象住宅の建築時期	年 月 着工（昭和56年5月31日以前であること）			
耐震補強工事費補助金に係る 額の確定通知書等	通知日	年 月 日	文書番号	号
	補助金額	円		
耐震補強後の上部構造評点	(1.0以上であること)			

省エネ改修申込者記入欄

実 施 工 事 内 容 (該当するものに○)	1 窓の断熱改修 《全ての居室の外気に面する窓の断熱改修を行うこと》
	2 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

移住定住空き家改修申込者記入欄（該当する要件のいずれかに○）

1 移住者（転入届提出日 年 月 日）	2 多子世帯（18歳未満の者の人数 人）
3 新婚世帯（婚姻届提出日 年 月 日）	4 1～3と売買又は賃貸借契約を締結して改修する空き家の所有者又は賃借権者

取扱金融機関名・店舗名（漢字）			
利子補給金振込口座	口座種別	1 普通	2 当座
	口座番号		

第2号様式（第8条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給変更申込書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
氏 名  
TEL ( ) -

さきに、承認を受けました申込書の内容について、下記のとおり変更を生じたので、

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金交付要綱第8条の規定に基づき変更承認の

申込みをします。

記

整理番号		氏 名	
承認番号		承認番号	
変更事項			
変更前			
変更後			
理 由			
変更年月日			

取扱金融機関証明欄

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

取扱金融機関・店舗名



# 委任状

私は、

{	岐阜県個人住宅建設等資金	}	利子補給金を受けたいので、
	岐阜県産木造住宅建設資金		
	岐阜県省エネ住宅建設資金		
	岐阜県中古住宅流通		
	岐阜県住宅リフォームローン		

を代理人と定め、利子補給金の申込み、  
交付申請、実績報告、請求、受領等に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

承認番号

印

(受任者)

所在地

氏 名

印

岐阜県知事 様

利子補給金	金融機関名	店 舗 名	口座 種別	口 座 番 号
振込口座			普通 当座	

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

平成 年度

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金のおおりに交付され

たく岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請計算書・・・・・・別紙のおおりに
- 3 金銭消費貸借契約書の写し









第6号様式（第12条関係）

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金実績報告書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

年 月から 年 月までの岐阜県

岐阜県個人住宅建設等資金  
岐阜県産木造住宅建設資金  
岐阜県省エネ住宅建設資金  
岐阜県中古住宅流通  
岐阜県住宅リフォームローン

利子補給金

について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

# 償 還 状 況 調 査 表

金融機関名 \_\_\_\_\_

整理番号	承認番号	利子補給対象者氏名	交付請求額	支店名	口座種別	口座番号	備 考
合 計							

(償 還 状 況)

上記の者は、 4 年 ・ 月から 9 年 ・ 月までの間、所定の金額を償還したことを証明する。  
10 3

年 月 日

金融機関名

印

第7号様式（第13条関係）

}	岐阜県個人住宅建設等資金	}	利子補給金請求書
	岐阜県産木造住宅建設資金		
	岐阜県省エネ住宅建設資金		
	岐阜県中古住宅流通		

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名

印 ○

}	岐阜県個人住宅建設等資金	}	利子補給金を下記のとおり請求します。
	岐阜県産木造住宅建設資金		
	岐阜県省エネ住宅建設資金		
	岐阜県中古住宅流通		

記

交付請求額	金 円
-------	-----

金融機関名	預金種別	口座番号
	普通	
	当座	
	別段	

県記入欄

額の確定年月日	年 月 日	
番 号		

額の確定額	金 円
-------	-----